

狩猟免許及び狩猟者登録証の様式変更について

概要

令和 4 年 3 月 31 日付けで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部が改正され、「複数種別の狩猟免許」及び「複数種別の狩猟者登録証」はそれぞれ 1 枚にまとめた様式を使用できることとなり、各都道府県において、免許等の統合に向けた対応を順次進めているところです。

これに伴い、次のとおり本県の狩猟免許及び狩猟者登録証の様式を変更します。

今回の変更により、「同じ有効期間の複数の狩猟免許」及び「同じ登録日の複数の狩猟者登録証」はそれぞれ 1 枚にまとめることになります。

※現在有効期間中の狩猟免許に変更はありません。

変更後の様式

< 狩猟免許の新様式 >

第〇〇〇〇号 農 業

第〇〇〇〇号 林 業

第〇〇〇〇号 第一種銃猟

第〇〇〇〇号 第二種銃猟

狩 猟 免 状

〇〇市〇〇町〇〇番地
奈良 太郎

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）により狩猟免許を与える。
よってこの証を交付する。

令和〇〇年〇月〇日

奈良県知事

有効期限 〇〇年〇〇月〇〇日 まで

備 考

< 狩猟者登録証の新様式 >

注 意 事 項

1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。

2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸証又は帽子に着けなければならない。

3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。

4 国若しくは地方公共団体の機関ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他の関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。

5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。

7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 66 条の報告とすることができる。

8 一種類の狩猟免許のみに係るものについては、その裏面の免許の種類別の記載は要しない。

9 第一種銃猟免許に係る登録を受けた者のうち、銃猟銃及び空気銃を使用して捕獲等をした場合の報告については、銃猟銃を使用して捕獲等をした鳥獣については左側の報告事項の欄に、空気銃を使用して捕獲等をした鳥獣については右側の欄にそれぞれ記入すること。この場合、報告事項の欄の（ ）内に銃猟銃又は空気銃の別に記入すること。

07 狩 猟 者 登 録 証

第〇〇〇〇号 農 業

第〇〇〇〇号 林 業

第〇〇〇〇号 第一種銃猟

第〇〇〇〇号 第二種銃猟

令和〇〇年〇月〇日

奈良県知事 山下 真 嗣

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 奈良 太郎

生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

備 考

変更の時期

令和7年度に交付される狩猟免許及び狩猟者登録証より、新様式となります。

狩猟免許及び狩猟者登録証をそれぞれ1枚にまとめる場合

(1) 狩猟免許

- ・複数の種類の免許を所持している方が、同時に複数の免許を更新した場合。
- ・複数の種類の免許を同時に新規取得した場合。

例) 現在、わな猟免許と第一種銃猟免許を所持している方は免許を2枚持っていますが、今後、両方の免許を同時に更新した際に交付される免許は、わな猟免許と第一種銃猟免許をまとめた1枚の免許になります。

(2) 狩猟者登録証

- ・複数の猟法について、同時に狩猟者登録した場合。

例) 現在、わな猟と第二種銃猟について同時に狩猟者登録する場合、登録証は1枚ずつこうすされますが、今後、2つの猟法を同時に登録する場合は、わな猟と第二種銃猟をまとめた1枚の登録証が交付されます。

手数料について

- ・狩猟免許試験の受験申込み、狩猟免許の更新の申請及び狩猟者登録をする際は、これまでと同様に種類ごとに手数料がかかります。
- ・狩猟免許及び狩猟者登録証の再交付については、種類数に関わらず、再交付を行う狩猟免許及び狩猟者登録証の枚数に基づき手数料がかかります。

Q&A

Q1) 免許を2種類持っており、更新の対象年が異なるが、2つの免許を別の年度に更新したら免許はどうなるのか？

A1) 複数の狩猟免許の免許を1枚にまとめるには、同じ有効期間の場合のみですので、2つの免許をそれぞれ別の年度に更新した場合、これまでと同様に狩猟免許は1枚ずつ交付されます。なお、更新の対象年が異なる場合は、いずれかの免許の更新の際に、必要な免許の数だけ更新手数料を納付すれば、他の免許の更新年を揃えることができます。

Q2) 免許と登録証が1つにまとまるのか？

A2) 狩猟免許と狩猟者登録証はこれまでと同様に別々に交付します。

Q3) 1種類の免許しかっていないので、自分には関係ないということでよいのか？

A3) 1種類の免許のみ所持している方にとって大きな変化はありませんが、令和7年度から交付される狩猟免許及び狩猟者登録証は以前と異なった様式になりますのでご承知おきください。

Q4) 複数の免許を持っているが、免許が1枚ずるに分かれていると何か困ることはあるのか？早く更新したほうがいいのか？

A4) 複数の免許の免許が1枚にまとまっていなくても特に不都合はありませんが、再交付手数料に関する取扱いが一部変更になりますので、Q6とA6をご確認ください。

Q5) 複数の免許が1枚の免許にまとまっている場合、更新手数料はどうなるのか？

A5) 更新手数料は狩猟免許の枚数に関係なく、これまでと同様に更新する免許の種類の数だけかかります。

Q6) 一度に複数の猟法を狩猟者登録する場合、登録証は1枚になるが、登録手数料や狩猟税はどうなるのか？

A6) 登録手数料と狩猟税は狩猟者登録証の枚数に関係なく、これまでと同様に登録する猟法の種類数分かかります。

Q7) 免状の再交付申請をする場合、手数料はどうなるのか。

A7) 狩猟免状または狩猟者登録証の再交付申請をする場合は、免許の種類数に関わらず、再交付を行う狩猟免状または狩猟者登録証の枚数に基づき手数料がかかります。

例1) わな猟免許と第一種銃猟免許の2つの免許が1枚にまとまっている免状を再交付する場合、手数料は免状1枚分(1,000円)かかる。

例2) わな猟免許と第一種銃猟免許の2つの免許の免状が1枚ずつに分かれている場合、再交付手数料は免状の枚数分かかるので、両方の免状を再交付申請したときの手数はこれまでと同様に2枚分(2,000円)になる。